

令和元年度みえ子ども森林・林業アカデミー自然体験事業 委託業務仕様書

1 委託業務の目的

子どもたちの健全な心身と森林・林業に関する職業意識の醸成を図るため、県内にあ
る自然体験の施設や指導者等と連携し、森林をフィールドとして子どもたちが友達と一
緒に遊びながら主体的に学ぶ新たなプログラムを作成するとともに、三重の森林や自然
の魅力を体験できる取組「みえ子ども森林・林業アカデミー自然環境キャンプ」をモデ
ルの的に実施する。

2 委託業務の名称

令和元年度みえ子ども森林・林業アカデミー自然体験事業委託業務

3 委託期間

契約締結の日から令和2年3月23日（月）まで

4 委託業務の内容

（1）実施方針

・下記の実施方針に基づき、新たなプログラムの作成と自然環境キャンプを試行的に
実施する。

- ① 森林内での体験活動等を通じて、森林と生活、環境との関係について理解を深め
る
- ② 共同生活の中で主体的に課題を解決することにより、指導性と責任感を育てる
- ③ 有用な知識と独立心、想像力を身につけ、生きる喜びと新しい希望を得る
- ④ 自分自身の存在を内面的に考察する
- ⑤ 指導者と子どもたちの間で信頼関係を築く

（2）プログラムの作成

・森林をフィールドに、子どもたちが実際に自然に触れ、能動的に学習できるプログラ
ムづくりを行う。

・プログラムは、原則小学生を対象としたものとし、森林をフィールドとした野外キャン
プによる方法であること。

・受託者の主な業務は、次表のとおりとする。

区分	内容
検討会の企画、開 催等運営	・プログラムの作成にあたり、本事業に賛同する森林インストラ クター、緑の少年隊やボーイスカウトの指導者等の野外活動体験 の活動者を集め、会議と現地調査で構成する検討会を開催すること。 ・開催時期や回数は、効果的な時期や回数を提案すること。 ・会議を開催するにあたっては、必要な会場の確保を行うこと。 ・検討会の準備・進行・運営については、県と協議のうえ、実施 すること。

	・検討会では、各地で活躍している指導者等をアドバイザーとして提案し、県と協議のうえ当指導者と調整し、検討会に招へいすること。 ・検討会のメンバーが、実施する自然環境キャンプに協力する効果的な手法を提案すること。
先行事例の現地調査	・県内外における先行事例を提案して、県と協議のうえ場所を選定し、行程等を決定して現地調査を4回以上行うこと。 ・そのうち、1回は県が指定する先進的な事例とする。
アンケート調査	・試行する自然環境キャンプにおいて、参加者に対するアンケート調査及び集計を行い、その結果を用いてプログラムを検証すること。
指導者によるネットワーク化	・令和2年度以降も検討会の参加者が継続して取り組めるように、参加者同士によるネットワーク構築に向けた効果的な手法を提案すること。
マニュアル作成 (自然環境キャンプ実施前)	・自然環境キャンプの実施前に、それまでに検討してきた内容をもとにプログラム及びマニュアルを作成し、野外活動体験の指導者や関係団体等に周知すること。様式は特に定めない。

(3) 自然環境キャンプの試行実施

- ・自然環境キャンプは、森林をフィールドにして、子どもたちが仲間と協力して、主体的に課題を解決する森林環境教育を実施することを目的として実施する。
- ・上記(2)で作成したプログラムをもとに、試行的に自然環境キャンプを実施する。
- ・実施した結果をもとに、プログラム内容の検証を行うとともに、最終的にプログラムに反映させることとする。

- ・受託者の主な業務は、次表のとおりとする。

区分	内容
実施計画作成	・自然環境キャンプは、森林をフィールドとして2セット以上実施すること。なお1セットは1回目から4回目までとする。 ・実施日時は県と協議のうえ決定すること。 ・自然環境キャンプは、1セットは以下の内容で構成する。 1回目(準備) 半日程度 アイスブレイク 2回目(準備) 半日程度 アイスブレイク、技術説明 3回目(準備) 半日程度 技術説明 4回目(本番) 原則1泊2日 実践 ・4回目の本番では、指導者が見守るなか、子どもたちのみで協力しあってやり遂げられる内容とし、1～3回目はその準備として、子ども同士の自己紹介や本番に向けた準備や技術等の説明を子どもたちに教える内容とする。 ・1～4回目の具体的な内容について、子どもたちの交流を促し、本番に向けたモチベーションを保てる効果的な手法を提案すること。 ・参加する子どもは原則小学生とし、人数は15名程度と

	する。また、参加者は原則、1～4回目のすべてに参加すること。 ・実施する場所は、1泊2日のキャンプは1回以上を「三重県民の森」とし、残りは自ら会場の確保を行う。
参加者募集	・自然環境キャンプの開催の周知については、県による情報提供のほか、集客に効果的な手法を採用すること。 ・自然環境キャンプの参加者リストを作成すること。
参加者決定通知	・自然環境キャンプの参加者等に決定の通知等を行うこと。
事前準備	・自然環境キャンプに必要な資材や資料を準備すること。 ・参加者のスポーツ保険（傷害保険）に加入すること。
当日運営	・1～4回目の進行・運営について、県と協議のうえ決定し、進行シナリオ等を作成すること。 ・検討会のメンバー全員が協力して、当日の運営を行う効果的な手法を提案すること。 ・運営にあたっては、指導者と参加者、及び参加者間での連携を深めるよう効果的な手法を提案すること。 ・委託者と協議を行いながら、双方協力して円滑な業務遂行を目指すこと。 ・子どもたちが安全安心に取り組めるよう、1～4回目におけるリスクマネジメントについて、効果的な手法を提案すること ・参加者に対して修了証を発行すること。
結果	・上記（2）のアンケート調査の結果を用いてプログラムの検証を行うこと。

（４）事業実績の報告書及び成果品の納品

・受託者は、下記に関する事業実績報告書及び最終プログラム・マニュアルを県に２部提出すること。

【事業実績報告書】

①仕様（目安）

冊子：A４、フルカラー、２４ページ以上

②内容

事業全体における作業内容や実施結果

③納入品

冊子：２部

電子データ：２部（ワードやエクセル、PDF等で作成し、CD－R等で納品）

【最終プログラム・マニュアル】

①仕様（目安）

冊子：A４、フルカラー、２４ページ以上

②内容

最終プログラム及び最終マニュアル

③納入品

冊子：２部

電子データ：2部（ワードやエクセル、PDF等で作成し、CD-R等で納品）

（5）その他

- ・参加者の情報（住所、氏名、年齢、所属、受講動機、出欠状況等）を県個人情報保護条例に従って適切に管理すること。

5 委託料の内容

（1）事業費は「事業実施に必要な経費」とする。

（2）事業実施に必要な経費

- （ア）受託者人件費（賃金、社会保険料）
- （イ）報償費
- （ウ）旅費
- （エ）消耗品（税抜単価が5万円未満のもの）購入費
- （オ）配布資料、チラシ等印刷費
- （カ）会場費
- （キ）機械・機器のレンタル料、リース料
- （ク）通信、運搬費
- （ケ）スポーツ保険（傷害保険）
- （コ）その他、委託者が認める経費

（3）対象とならない経費

- （ア）購入代金が5万円以上の機械・機器等の購入費
- （イ）土地・建物を取得するための経費
- （ウ）施設や設備を設置又は改修するための経費
- （エ）飲食費
- （オ）受託者の他の業務と区分できない経費
- （カ）委託契約以前に支出した経費
- （キ）事業との関連が認められない経費

（4）その他の留意事項

本委託業務の実施にあたっては、関係法令等を遵守し、会計処理を適正に行わなければならない。

本委託業務に係る経理については、他の経理と区分し、その収支の事実を明らかにしておくこと。

6 委託業務の留意事項

- （1）本業務実施に関する関係書類については、業務終了後5年間は保管すること。
- （2）委託業務の実施にあたって、仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議を重ねながら決定するものとする。
- （3）本委託業務により得られた成果は、原則として県に帰属する。
- （4）受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。
- （5）委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。

- (6) 委託業務を通じて取得した個人情報については、県の保有する個人情報として県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。
- (7) 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。
 - ウ 委託者に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、県と協議を行うこと。
- (8) 受託者が、(7) のイ又はウの義務を怠ったときは、県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止時の措置を講ずる。
- (9) 県が受託者を決定した後、委託契約にあたり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく県と協議を行うものとする。